

議案第 23 号

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都板橋区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年板橋区条例第 23 号）
の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「9, 350」を
「9, 740」に、「14, 300」を「14, 900」に、「19,
300」を「20, 100」に、「7, 720」を「8, 690」に、
「12, 400」を「13, 900」に、「17, 000」を「19,

「

830
83
50

100」に、

860
86
52

を「8, 1

80」を「8, 520」に、「5, 010」を「5, 210」に、「1
6, 700」を「17, 300」に、「23, 400」を「24, 60
0」に改め、同表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「190」

を「200」に、「340」を「360」に、

500
750

を

「

520
780

に、「1, 000」を「1, 040」に、「1,

５００」を「１，５６０」に、「２，０００」を「２，０８０」に、「３，５００」を「３，６５０」に、「５，０１０」を「５，２１０」に、「１０，０００」を「１０，４００」に改め、同表法第３２条第１項第３号に掲げる施設の項中「１４，８００」を「１７，３００」に改め、同表法第３２条第１項第４号に掲げる施設の項中「１６，７００」を「１７，３００」に改め、同表法第３２条第１項第５号に掲げる施設の項中「１１，７００」を「１２，３００」に、「７，０２０」を「７，４００」に、「１０，４００」を「１１，０００」に改め、同表法第３２条第１項第６号に掲げる施設の項中「２３０」を「２４０」に、「２３，４００」を「２４，６００」に改め、同表道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件の項中「２３，４００」を「２４，６００」に、「１３，３００」を「１３，９００」に、「２３０」を「２４０」に、「２３４，０００」を「２４６，７００」に、「１１７，０００」を「１２３，３００」に改め、同表令第７条第２号に掲げる工作物の項中「１６，７００」を「１７，３００」に改め、同表令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料置場の項中「２３，４００」を「２４，６００」に、「８，６４０」を「１０，３００」に改め、同表令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる仮設収容施設の項中「１６，７００」を「１７，３００」に改める。

付 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路占用料の額を改定する必要がある。